

愛知環状線の線路の近くで工事を行われる皆様へ

線路の近くで工事を行うときのお願い

線路近接工事・近接協議とは

愛知環状鉄道の線路周辺での工事(以下「線路近接工事」という)では、些細なミスにより列車と接触したり、線路上空の高圧電線に感電するなど、人命にかかわる重大な事故の危険性があります。そのため線路近接工事をされる方は法人・個人問わず、事前に弊社と打ち合わせ(以下「近接協議」という)を行い、安全に施工できるように手続きを取っていただく必要があります。【建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日 国土交通省告示 第496号)】

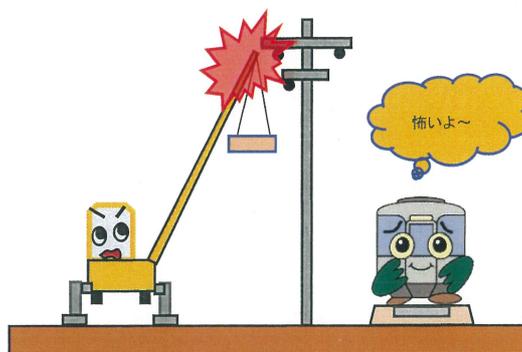
※事故を起こした場合、事業者または責任者が刑罰(往来を妨害する罪など)や行政処分を科される場合があります。また、列車運休や復旧作業などの対する補償として、当社より損害賠償請求を行う場合があります。

線路近接工事の危険性と該当例

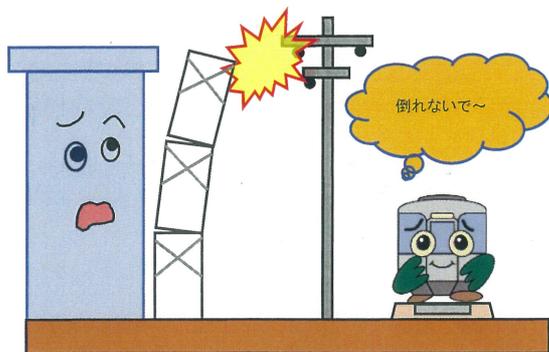
愛知環状鉄道沿線で下記の作業を行う場合は、あらかじめ弊社にご連絡下さい。

- 建物の新築及び解体
- 木や竹の伐採
- 道路・橋梁等の点検、補修、架替、塗装
- 電気通信事業者による線路上空横断
- 電柱立替 など

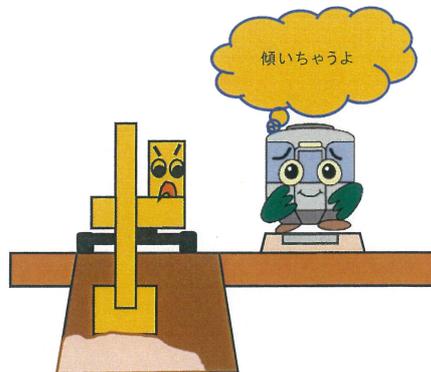
重機を使った作業



足場を使った作業



掘削作業



線路近接工事の協議に関するお願い

早めの事前相談、協議をお願い致します。

- ・内容により、複数の手続きが必要になり、時間を要することもあります。
- ・事前打合せにおいては、工事概要が分かる資料が必要となります。詳しくは連絡先の担当者にお問い合わせください。
- ・線路近接工事の施工に伴う事故を確実に防止するため、必要な安全対策についてお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願い致します。

お問い合わせ先

電話でのお問い合わせ

(電話 及び FAX) :

TEL 0565-35-3788 FAX 0565-35-3791

(受付時間)

平日 8:45 ~ 17:45 (12:00~12:45 及び土、日、祝日を除く)

住 所

〒471-0034 豊田市小坂本町一丁目 16 番地

愛知環状鉄道株式会社 運輸部施設区

近接工事とは? ▶▶